

R 2 阿南光高等学校 多目的球技場改修工事植栽

図面番号	図 面 名	図面番号	図 面 名
A-01	特記仕様書(1)		
A-02	特記仕様書(2)		
A-03	特記仕様書(3)、部分詳細図、概略工程		
A-04	平面図(前期)		
A-05	平面図(後期)		
A-06	平面図(改修後計画高さ)		
A-07	平面図(現地測量図)		

課 長	副 課 長	課長補佐	係 長	係 長	課 員	担 当

項 目	特 記 事 項
5. 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用</p> <p>(1) 受注者は、工事目的物及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。</p> <p>① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材</p> <p>② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維・板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を出すものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改構仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用</p> <p>(1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「建設資材使用実績報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <p>県内産資材(次のいずれかに該当するもの)</p> <p>① 材料の主な部分を県内産出の原材料を使用している製品</p> <p>② 徳島県内の工場で加工、製造された製品</p> <p>注1 部材、部品が県外製品であっても、県内の工場で加工、製造した製品(二次製品)であれば県内産資材として取り扱う。</p> <p>注2 県内企業が県外に立地した工場(自社工場)で加工、製造した製品も県内産資材として取り扱う。</p> <p>注3 公共建築工事標準仕様書その他関連する示方書等の基準を基準を満たす資材、製品であること。</p> <p>◎県内産再生砕石の原則使用</p> <p>受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>

項 目	特 記 事 項																																																																																														
6. 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問な点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向いた時、又は施設整備課へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業するとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p> <p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技 能 検 定 作 業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>・とび作業</td> </tr> <tr> <td>鉄筋</td> <td>鉄筋施工</td> <td>・鉄筋組立て作業</td> </tr> <tr> <td>コンクリート</td> <td>コンクリート圧送施工</td> <td>・コンクリート圧送工事作業</td> </tr> <tr> <td>型枠</td> <td>型枠施工</td> <td>・構造物鉄工作业</td> </tr> <tr> <td>鉄骨</td> <td>鉄工</td> <td>・構造物鉄工作业</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">防水</td> <td rowspan="10">防水施工</td> <td>・アスファルト防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・アクリルゴム系塗膜防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・合成ゴム系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・塩化ビニル系シート防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・セメント系防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・シーリング防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシートトーチ工法防水作業</td> </tr> <tr> <td>・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>・FRP防水工事作業</td> </tr> <tr> <td>タイル</td> <td>タイル張り</td> <td>・タイル張り作業</td> </tr> <tr> <td>木</td> <td>建築大工</td> <td>・大工工事作業</td> </tr> <tr> <td>屋根及びとい</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>かわらぶき</td> <td>・かわらぶき作業</td> </tr> <tr> <td>金風</td> <td>建築板金</td> <td>・内外装板金作業</td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>・左官作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建具</td> <td rowspan="3">建具製作</td> <td>・木製建具手加工作業</td> </tr> <tr> <td>・木製建具機械加工作業</td> </tr> <tr> <td>・サッシ施工</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ガラス施工</td> <td>・ガラス工事作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>・建築塗装作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">内装</td> <td rowspan="6">内装仕上げ施工</td> <td>・プラスチック系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーペット系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・鋼製下地工事作業</td> </tr> <tr> <td>・ボード仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td>・カーテン工事作業</td> </tr> <tr> <td>・木質系床仕上げ工事作業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表装</td> <td>・表具作業 ・壁装作業</td> </tr> <tr> <td>配管</td> <td>配管</td> <td>・建築配管作業</td> </tr> <tr> <td>補装</td> <td>造園</td> <td>○造園工事作業</td> </tr> <tr> <td>機械設備</td> <td>冷凍空調調機器施工</td> <td>・冷凍空調調機器施工作業</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと。</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事という。一般入札工事とは、低入札工事以外の工事という。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p>	工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業	仮設	とび	・とび作業	鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業	コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業	型枠	型枠施工	・構造物鉄工作业	鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作业	防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業	・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	・アクリルゴム系塗膜防水工事作業	・合成ゴム系シート防水工事作業	・塩化ビニル系シート防水工事作業	・セメント系防水工事作業	・シーリング防水工事作業	・改質アスファルトシートトーチ工法防水作業	・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業	・FRP防水工事作業	タイル	タイル張り	・タイル張り作業	木	建築大工	・大工工事作業	屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業		かわらぶき	・かわらぶき作業	金風	建築板金	・内外装板金作業	左官	左官	・左官作業	建具	建具製作	・木製建具手加工作業	・木製建具機械加工作業	・サッシ施工		ガラス施工	・ガラス工事作業	塗装	塗装	・建築塗装作業	内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業	・カーペット系床仕上げ工事作業	・鋼製下地工事作業	・ボード仕上げ工事作業	・カーテン工事作業	・木質系床仕上げ工事作業		表装	・表具作業 ・壁装作業	配管	配管	・建築配管作業	補装	造園	○造園工事作業	機械設備	冷凍空調調機器施工	・冷凍空調調機器施工作業	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
工事種目	技能検定職種	技 能 検 定 作 業																																																																																													
仮設	とび	・とび作業																																																																																													
鉄筋	鉄筋施工	・鉄筋組立て作業																																																																																													
コンクリート	コンクリート圧送施工	・コンクリート圧送工事作業																																																																																													
型枠	型枠施工	・構造物鉄工作业																																																																																													
鉄骨	鉄工	・構造物鉄工作业																																																																																													
防水	防水施工	・アスファルト防水工事作業																																																																																													
		・ウレタンゴム系塗膜防水工事作業																																																																																													
		・アクリルゴム系塗膜防水工事作業																																																																																													
		・合成ゴム系シート防水工事作業																																																																																													
		・塩化ビニル系シート防水工事作業																																																																																													
		・セメント系防水工事作業																																																																																													
		・シーリング防水工事作業																																																																																													
		・改質アスファルトシートトーチ工法防水作業																																																																																													
		・改質アスファルトシート常温粘着工法防水工事作業																																																																																													
		・FRP防水工事作業																																																																																													
タイル	タイル張り	・タイル張り作業																																																																																													
木	建築大工	・大工工事作業																																																																																													
屋根及びとい	建築板金	・内外装板金作業																																																																																													
	かわらぶき	・かわらぶき作業																																																																																													
金風	建築板金	・内外装板金作業																																																																																													
左官	左官	・左官作業																																																																																													
建具	建具製作	・木製建具手加工作業																																																																																													
		・木製建具機械加工作業																																																																																													
		・サッシ施工																																																																																													
	ガラス施工	・ガラス工事作業																																																																																													
塗装	塗装	・建築塗装作業																																																																																													
内装	内装仕上げ施工	・プラスチック系床仕上げ工事作業																																																																																													
		・カーペット系床仕上げ工事作業																																																																																													
		・鋼製下地工事作業																																																																																													
		・ボード仕上げ工事作業																																																																																													
		・カーテン工事作業																																																																																													
		・木質系床仕上げ工事作業																																																																																													
	表装	・表具作業 ・壁装作業																																																																																													
配管	配管	・建築配管作業																																																																																													
補装	造園	○造園工事作業																																																																																													
機械設備	冷凍空調調機器施工	・冷凍空調調機器施工作業																																																																																													
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																													
3千万円未満	—	1回																																																																																													
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																													
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																													
1億円以上	2回	3回																																																																																													
7. 技能士の適用																																																																																															
8. 工事検査及び技術検査																																																																																															

項 目	特 記 事 項								
9. 完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <p>・竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4・A3・A2・(原図版))</p> <p>・工事写真(写真帳1部(着手前・工事中・竣工))、電子データ1部</p> <p>写真帳は監督員から指示があった場合に提出</p> <p>・使用材料一覧表(1部、うち電子データ1部)</p> <p>・保全に関する資料</p> <p>◎竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。</p> <p>竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真はしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。</p> <p>しゅん工については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視部分の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>サ イ ズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着 工 前</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>工 事 中</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣 工</td> <td>カラー、手札版又はサービスサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に(よる・(よらない))ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p> <p>◎対象物</p> <p>工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事</p> <p>次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。</p> <p>(1) 杭及び基礎工事</p> <p>(2) コンクリート躯体工事</p> <p>(3) 屋外付帯工事</p> <p>(4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額</p> <p>鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。</p> <p>また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期</p> <p>工事完成期日に14日を加えた期日とする。</p> <p>なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他</p> <p>(1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。</p> <p>(2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p> <p>◎徳島県公共工事標準請負契約約款第4第1条第2項に基づく瑕疵の補修又は損害賠償の請求期間は(1年・2年)とする。</p> <p>ただし、その瑕が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことができる期間は10年とする。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	区 分	サ イ ズ	着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ	工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ	竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ
区 分	サ イ ズ								
着 工 前	カラー、手札版又はサービスサイズ								
工 事 中	カラー、手札版又はサービスサイズ								
竣 工	カラー、手札版又はサービスサイズ								
10. 火災保険									
11. 瑕疵補修									
12. デジタル工事写真の小黒板情報電子化									

	徳島県教育委員会施設整備課	●工事名 R2阿南光高等学校 多目的球技場改修工事植栽	●図面番号 A-02		
		●図面名 特記仕様書(2)	●縮尺 NON		

2章 仮設工事

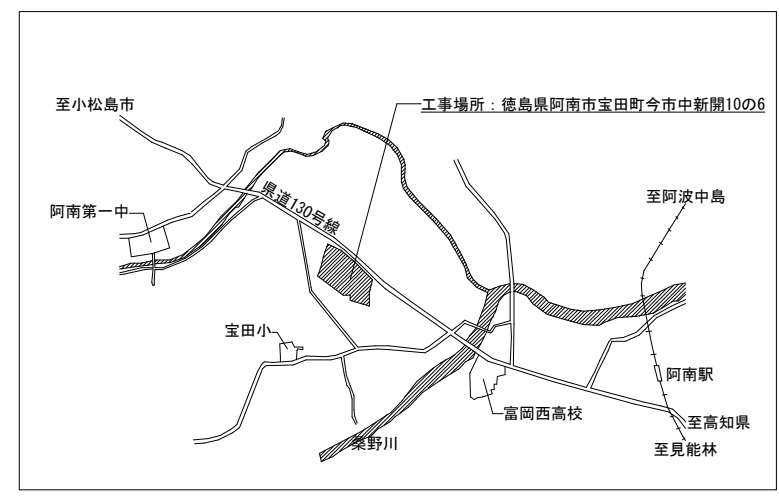
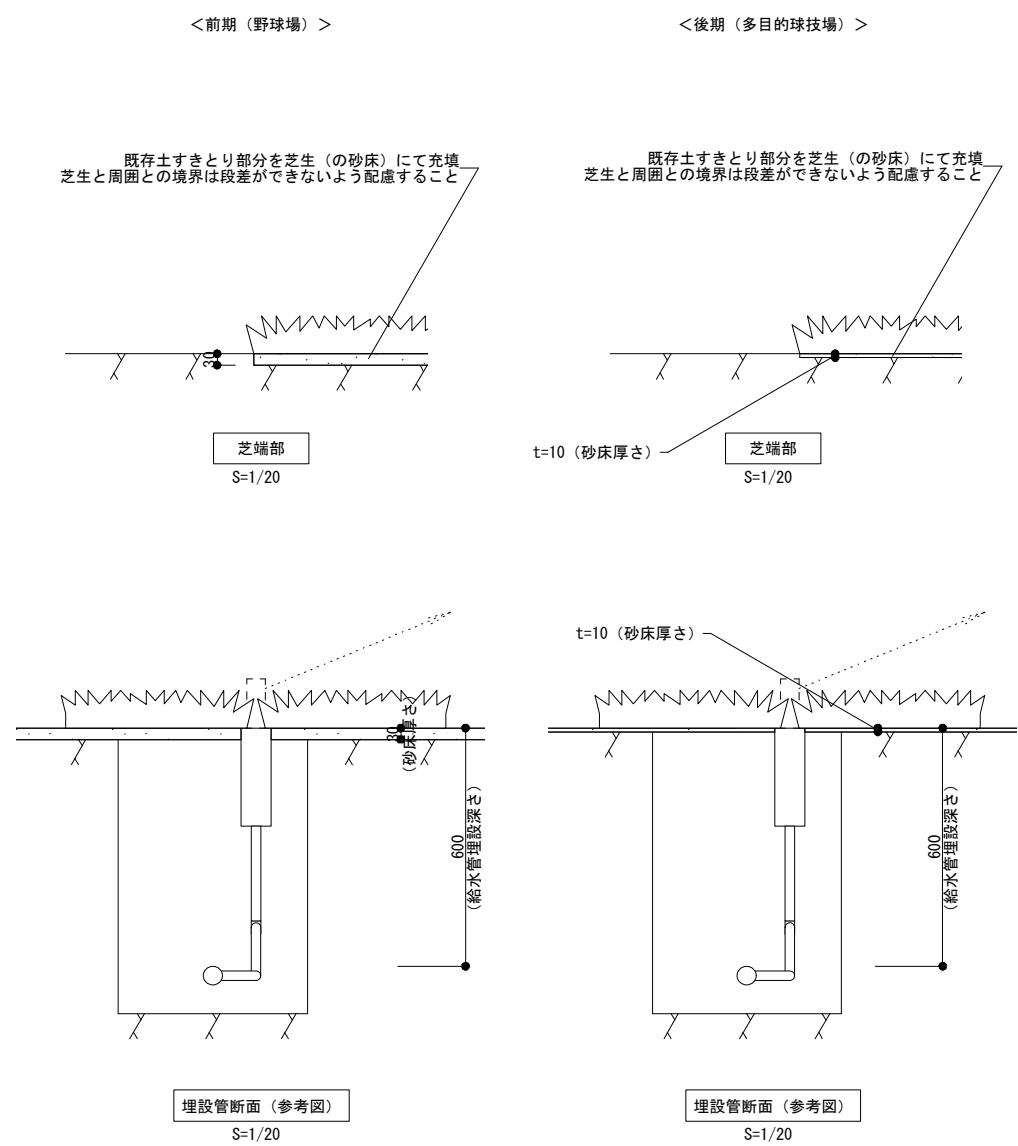
項目	特記事項
1. 敷地の状況確認	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物及び地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。
2. ベンチマーク	◎設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。
5. 工事用水、電力等	◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。 ◎既存水利用(出来る・出来ない)、水料金(有償・無償) ただし、施設管理者と協議すること。
8. 工事車両用駐車場 資材置場 現場事務所用地等	◎同用地は、(図示の場所に、 <u>用意していないので業者にて</u>) 設けること。 ただし、施設側駐車場利用に関しては施設管理者と協議すること。
9. 仮設トイレの洋式化	◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。 ◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。 ○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

3章 土工事

項目	特記事項
5. 建設発生土の処理	◎場外搬出適正処分とする。 民間の残土処分場等へ搬出する場合は「徳島県生活環境保全条例」によることとし、建設発生土の発生場所ごとに、かつ4,000立方メートルまでごとに1回採取して、土壌検査を行うこととする。その他、「特定事業の許可に係る土壌検査及び水質検査の実施における留意点」による。 ただし、建設発生土の公共工事間の利用を行う場合で、担当者相互の同意が取れた場合には、分析の必要はない。

23章 植栽工事

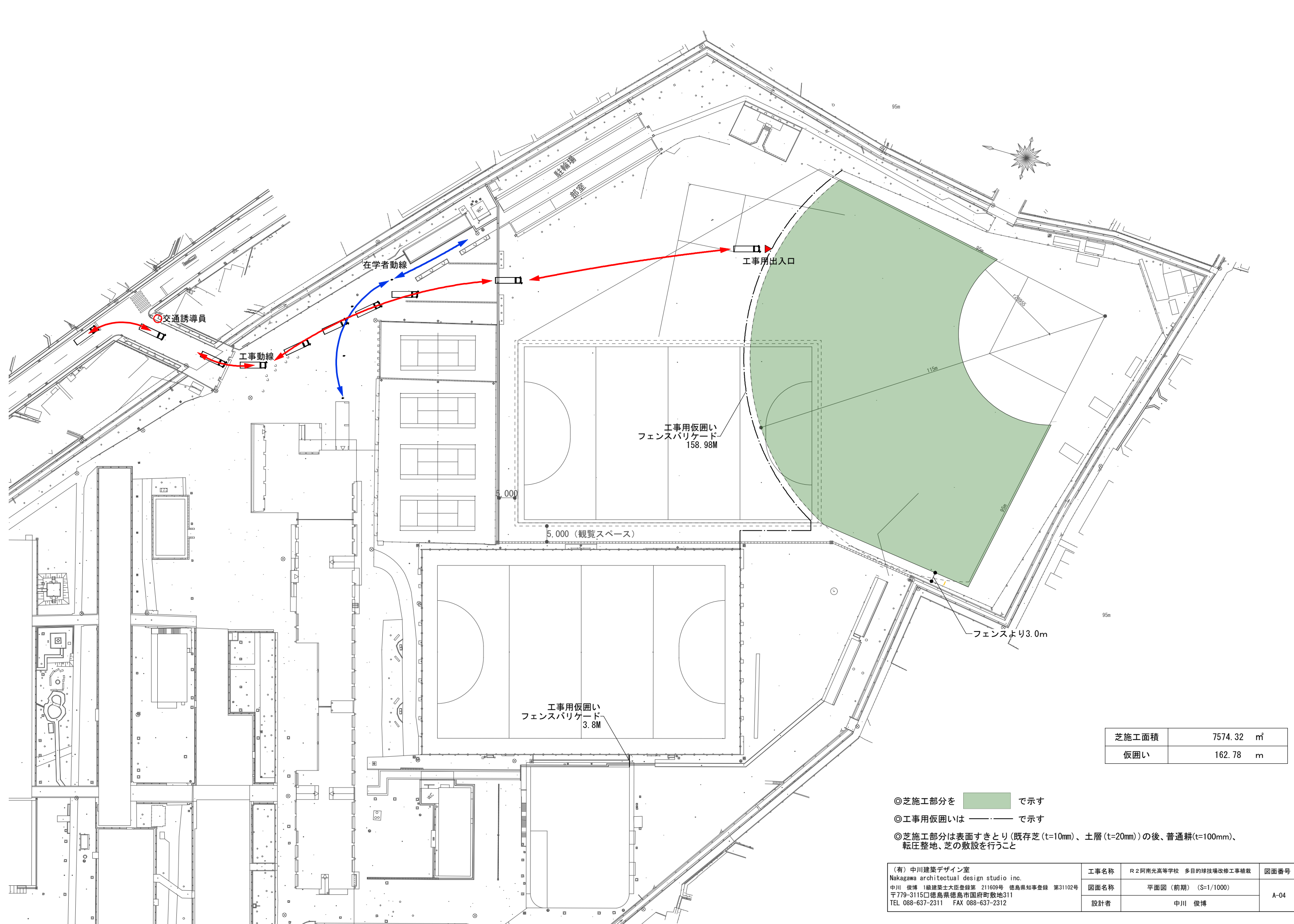
項目	特記事項
4. 芝張り、吹付けは種及び地被類	◎芝張り ・芝の種類は(ころい芝・野芝・ <u>ティフトン419</u>)とし、工法は(目地張り・ <u>べた張り</u>)とする。 ・搬入時の芝草の刈高は30mm以上 ・芝は鳥取県産とする。 ・野球場外野部分(図面番号A-04) ・芝はビッグロール工法とすること ・芝生ソッドの仕様 幅 750mm以上 長さ 7000mm以上 厚さ(砂床) t=30mm ウィンターオーバーシーディング(ペレニアルライグラス)を施したものの (ペレニアルライグラスは 40g/m ² 以上 を播種したもの) ・球技場部分(図面番号A-05) ・芝はロール芝べた張りとする ・芝生ソッドの仕様 幅 500mm 長さ 2000mm 厚さ(砂床) t=10mm ◎枯補償期間は、引渡の日から(1年)とする。



概略工程

工程区分	R2												R3												R4		
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
管工事	野球場																										
	球技場																										
植栽工事	野球場						球技場																				
	工事						養生																				
						施工準備期間																					
												施工準備期間															

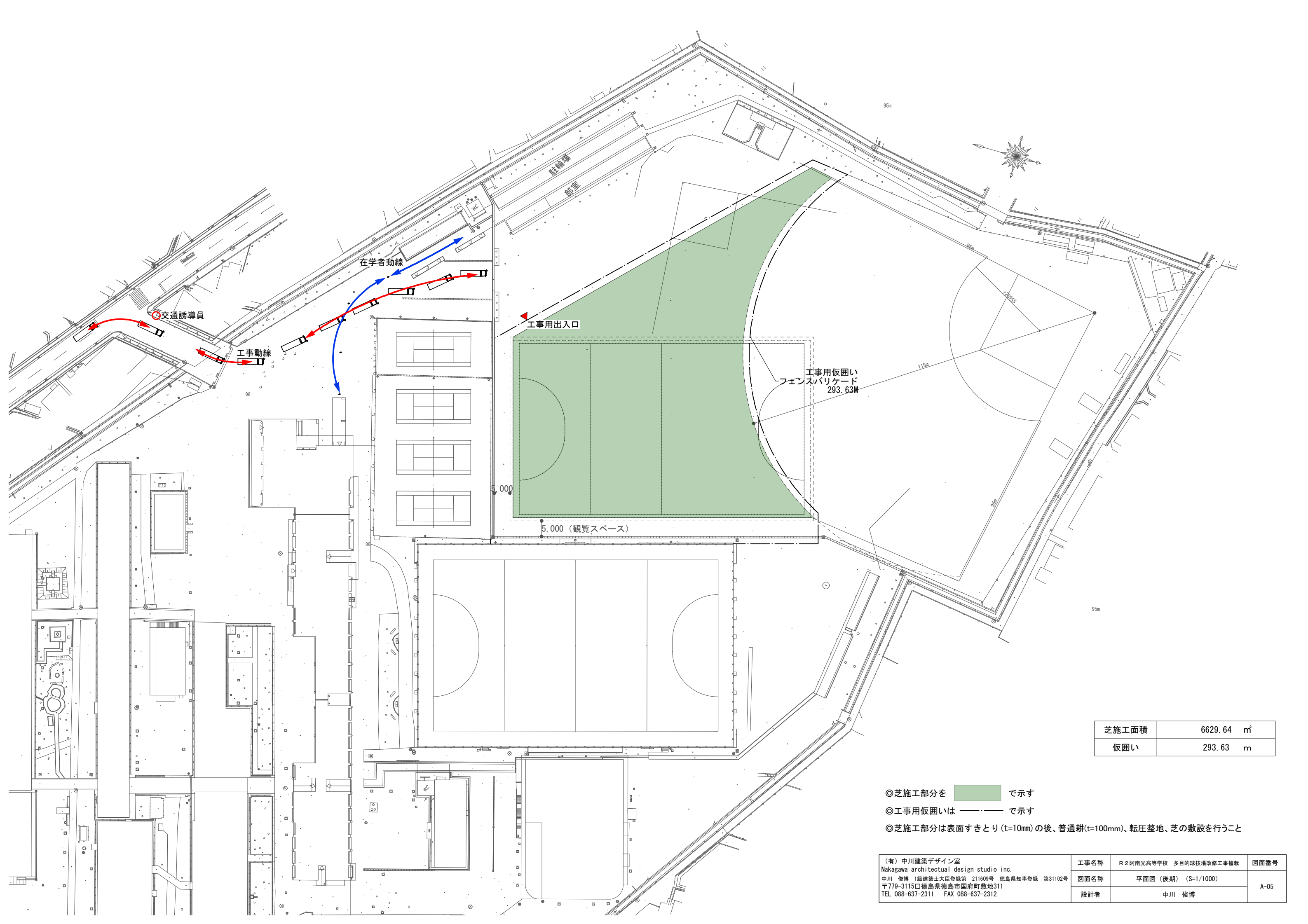
※10月体育祭 ※10月体育祭



芝施工面積	7574.32	m ²
仮囲い	162.78	m

- ◎芝施工部分を で示す
- ◎工事用仮囲いは で示す
- ◎芝施工部分は表面すきとり(既存芝(t=10mm)、土層(t=20mm))の後、普通耕(t=100mm)、転圧整地、芝の敷設を行うこと

(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川 俊博 1級建築士大臣登録第 211609号 徳島県知事登録 第31102号 〒779-3115 徳島県徳島市国府町敷地311 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312	工事名称	R2阿南光高等学校 多目的球技場改修工事補載	図面番号
	図面名称	平面図(前期) (S=1/1000)	A-04
	設計者	中川 俊博	



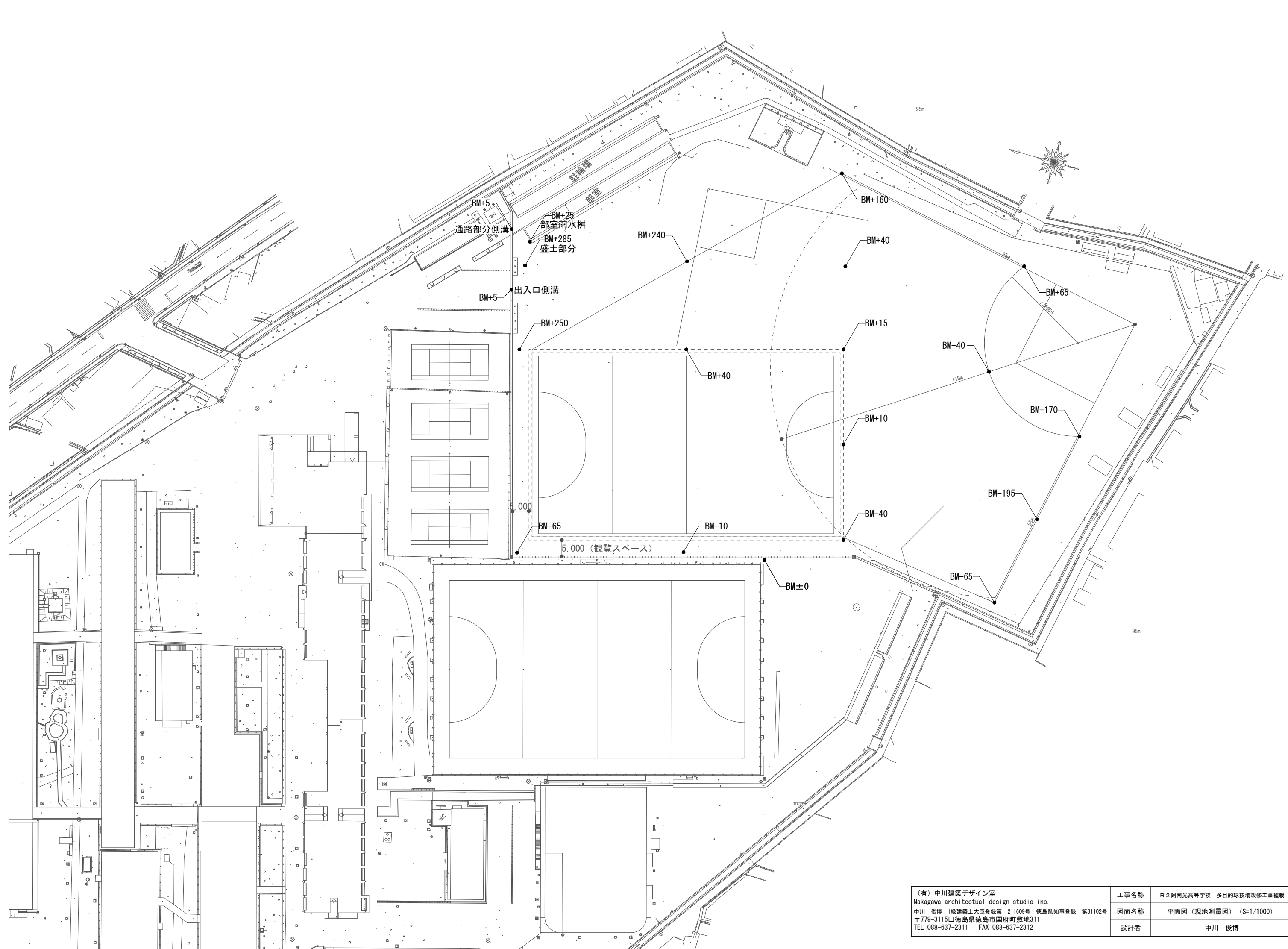
芝施工面積	6629.64	m ²
仮囲い	293.63	m

- ◎芝施工部分を で示す
- ◎工事用仮囲いは で示す
- ◎芝施工部分は表面すきとり(t=10mm)の後、普通耕(t=100mm)、転圧整地、芝の敷設を行うこと

(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川 俊博 1級建築士大臣登録第 211609号 徳島県知事登録 第31102号 〒779-3115 徳島県徳島市国府町敷地311 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312	工事名称	R2阿南光高等学校 多目的球技場改修工事補続	図面番号
	図面名称	平面図(後期) (S=1/1000)	A-05
	設計者	中川 俊博	



(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川 俊博 1級建築士大臣登録第 211609号 徳島県知事登録 第31102号 〒779-3115 徳島県徳島市国府町敷地311 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312	工事名称	R2阿南光高等学校 多目的球技場改修工事補設	図面番号
	図面名称	平面図 (改修後計画高さ) (S=1/1000)	A-06
	設計者	中川 俊博	



(有) 中川建築デザイン室 Nakagawa architectural design studio inc. 中川 俊博 1級建築士大臣登録第 211609号 徳島県知事登録 第31102号 〒779-3115 徳島県徳島市国府町敷地311 TEL 088-637-2311 FAX 088-637-2312	工事名称	R2阿南光高等学校 多目的球技場改修工事補設	図面番号
	図面名称	平面図(現地測量図) (S=1/1000)	A-07
	設計者	中川 俊博	